議案第　１９　号

太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定する。

令和８年　２月２６日　提出

太宰府市長　髙　原　　清

理　由

子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第５４条の３の規定により準用する法第４６条第２項の規定に基づき、太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定する必要が生じたので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

（令和　　年　　月　　日　条　例　第　　号）

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の３において準用する法第 46 条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、特に定める場合を除き、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和７年内閣府令第 95 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第３条　次の各号の一に該当する場合は、特定乳児等通園支援事業者となることができない。

(1)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員が役員となっている団体

(3)　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する個人又は団体

第４条　前条に規定するもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。